

佐賀県告示第百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十二年四月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	指定年月日
医療法人修賢会藤崎病院栄町クリニック	唐津市栄町二五八八番地一七	平成二二・二・一
井内歯科医院	佐賀市松原四丁目五番一三号	平成二二・一・二二
陣内泌尿器科	佐賀市水ヶ江三丁目一〇番九号	平成二二・一・一
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地一	平成二二・一・一
古賀歯科医院	鳥栖市儀徳町二六七二番地一	平成二二・一・一
おおた歯科医院	唐津市東唐津四丁目七番一七号	平成二二・一・四
こども薬局	三養基郡上峰町大字坊所四五〇番地一一号	平成一九・三・一